

令和5年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第2回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和5年12月11日（月）10時～正午

会場：文京区民センター2階 2A会議室

1 開会

2 議題

- (1) ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について
- (2) その他

【配布資料】

資料第1号	令和5年度文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿
資料第2号	ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について
資料第3号	自立（一般就労）を目指す事例（当日席上配付・要回収）
資料第4号	足立区手をつなぐ親の会 作成資料（再掲・参考）

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和5年12月11日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2施設長
委員	皆川 謙	文京区障害者就労支援センター 主任
〃	清水 健太	文京地域生活支援センターあかり
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃	坂井 崇徳	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	保坂 勇人	文京社会福祉士会 事務局長
〃	今本 美和子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区
〃	山口 恵子	知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	櫻井 智子	福祉政策課 地域福祉係長
〃	福田 洋司	身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
〃	荒井 早紀	知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
〃	佐藤 祐司	予防対策課 精神保健係長
〃	柳瀬 裕貴	予防対策課 保健指導係長(保健師)
事務局	石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 次長
事務局	伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	古賀 四季穂	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

知的障害／精神障害 → 【自立を目指す・一般就労】 【福祉的就労】 【重度（入所・生活介護など）・高齢】

ライフステージ	幼児期 0歳から5歳	学齢期 6歳から14歳	青年期 15歳から29歳	壮年期 30歳から44歳	中年期 45歳から64歳	高齢期 65歳から
ターニングポイント						
想定されるライフイベント						
どんな情報						
必要な経験 (意思決定支援)						
利用サービス						
住居						
経済面						
相談機関 頼れる人						
制度利用に向けた準備 権利擁護						

【資料第4号】

足立区手をつなぐ親の会 江黒元会長 作成資料

本人の年齢	高校～24歳	25歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～
大きな出来事	福祉就労 企業就労	自宅・GH検討 GH・サテライト型	GH・自宅・入所 1人暮らし	親が亡くなる	勤めていた会社を退職・転職・休職	福祉施設？ 介護施設？	老後の過ごし方
本人の希望	卒業後福・企就労 資格を取る 大学へ行く	園祭・ボラ活動 社会で働く・友達 趣味共通の友達	自宅にいたい 1人暮らしをしたい 寮・アパート暮らし	GH？入所？ 父か兄弟と同居 1人暮らし・結婚	福祉の作業所 地域の作業所へ 転職・バイト1日	福祉の作業所 地域の作業所 バイト数時間	福祉・介護施設 介護施設 一人暮らし
経済的問題	障がい者年金 両親の援助 収入 支出	障がい者年金 両親の援助 手当・給料・年金 趣味・飲み会	障がい者年金 両親の援助 手当・給料・年金 趣味・飲会・生活	障がい者年金 相続・援助が困難 手当・給料・年金 医療費・生活費	障がい者年金 援助が無い・貯金 貯金・年金・生活保護 医療費・借金・生活費	障がい者年金 国民年金・貯金 生活保護・貯金 入所施設の出費	障がい者年金 国民年金・貯金 1人暮らし生活保護 生活費・医療費
福祉とのつながり	愛の手帳1度(最重度)～4度(軽度)で使えるサービスは異なる 乳幼児から高校18歳未満(足立児童相談所で満3歳6歳12歳18歳で再判定) 18歳以上(東京都心身障害者福祉センター)						
公共料金減免・割引	水道・下水道・有料道路通行料金(ETC)割引・タクシー・バス割引・都営交通無料乗車券・タクシー券・自動車税取得税控除自動車燃料費助成・知的GH家賃助成・地域生活支援事業(移動支援・訪問入浴)						
福祉就労サービス	保護者・学校評価で生活介護(作業訓練型)と判断、実習し毎年11月25日足立広報で通所先の募集がでる。受付は各援護係、その後、障がい福祉課 施策推進が情報を集約。2月末入所調整会議で調整・決定。家族は相談支援事業所にサービス等利用計画作成を依頼。各相談所は自宅訪問と聞き取り後 サービス等利用計画案を作成、各援護課へ提出後、障がい福祉サービス受給者証を発行。その後サービス担当者会議で本計画作成、モニタリング支援						ケアプラン 介護サービスを受ける際に利用者の状態・要望をまとめた計画書
企業就労した方の福祉サービス	特別支援学校在学中に企業実習へ行き内定。福祉サービスの利用はないが、障がい福祉センター雇用訓練室に雇用登録する。 雇用訓練室職員が企業訪問・本人の相談支援を行う。自立したいが金銭管理が困難と相談あり。援護課に意向を聞き、利用計画依頼書を発行。 本人は依頼書を相談支援事業所へ持参しサービス等利用計画案を依頼。相談所は作成後、各援護課へ提出、その後支給決定を作成し 障がい福祉サービス受給者証を発行する。その後サービス担当者会議で本計画を作成、その後相談所が定期的なモニタリングを行い本人を支援する						
福祉サービス	短期入所ショートステイ 移動支援 障がい者年金 居宅介護ホームヘルプ 生活介護(作業訓練・生活訓練)・自立訓練	同行援護/行動援護 療養介護 緊急一時保護 就労移行支援 生活介護(作業訓練・生活訓練)・自立訓練	共同生活援助(GH) 自立生活援助 ガイドヘルプ	共同生活援助(GH) 施設入所支援 移動支援 地域生活支援 後見人制度	ハローワーク 就労促進訓練係雇用支援室	障害者職業相談・職業紹介 ・手帳取得者対象(愛の手帳・身体・精神) ・職業相談・就労準備支援・職場開拓・職場実習支援・職場定着支援 ・離職時・離職後支援・就労(福祉・一般)連携・職場訪問 ・余暇(集いの場・情報交換)	
	重度障がい者等包括支援			相談支援事業所		・日常生活支援・将来設計・親亡き後	
日中活動サービス	計画相談支援 就労継続支援A 就労定着支援B	自宅・共同生活援助(GH) 1人暮らし・アパート 宿泊型自立訓練(通勤寮)	付き添い・代行 手続き・契約 身の回りの自立	認知や障がいの状態が重い・成年後見制度 任意後見(あらかじめ自ら選んだ代理人と財産 管理等の代理権を与える契約を公正証書で結ぶ)		日常生活の範囲以内でのお手伝いをする事業 ・共生型サービス(福祉サービスと介護サービスの併用)	
	生活介護(日中、食事・入浴・排泄の介護) 自立訓練(機能・生活上)、通勤寮 自立生活援助(GHを経て1人暮らし希望者へ生活力・理解力の向上)				法定後見(家庭裁判所で後見人・保佐人・補助人 選び代理権・同意権・取消権を活用し本人を支援)		65歳1人暮らし支援から看取りまで 親族がいらない資産3千万以下等障害者や契約時は認知がない。 支援していく上での認知は後見制度へ移行する。 ・入院・退院・通院・通帳管理・銀行手続き・福祉サービスの契約 看取り・葬儀・埋葬(社協の高齢者あんしん生活支援事業)
就労支援	移行支援(一般企業に就職を希望者へ知識・能力向上訓練) 継続A型雇用 継続B型非雇用 定着支援	(企業就労困難者へ知識・能力向上訓練)		法律相談(相続・離婚・犯罪)被害者・加害者 日常生活(寄り添い・みまもり・定期訪問) 管理(通帳・光熱費・契約書類・部屋・家・土地)		だ手助け・付き添いがあれば自立して生活できる ・通帳・印鑑の預かり・月2回の訪問・銀行へ同行し、生活費を出し、 公共料金の支払いを手伝う。また、介護保険の申請し、家事手 伝いのホームヘルプサービスを利用できるようにする (社 協地域福祉権利擁護事業)	
	宿泊型自立訓練(通勤寮の役割)	原則2年・自立の為の金銭管理や掃除洗濯など経験し、トレーニングしていく。 暇活動も。職業生活支援(食事提供・金銭管理・健康管理・身体介護)	余	入院・退院の手続き・通院付き添い ・申請代行(利用申請・手当・年金・生保・家賃補助)			
助けてくれる人	家族 福祉施設職員 福祉事務所 相談支援員 上司・同僚・友達	家族 福祉施設職員 福祉事務所 相談支援員 上司・同僚・友達	家族 福祉施設職員 福祉事務所 相談支援員 上司・同僚・友達	兄弟・医師 福祉施設職員 福祉事務所 保佐人・後見人 GH世話人	兄弟・医師 福祉施設職員・相談支援員 福祉事務所 保佐人・後見人・補助人 GH世話人	後見人・医師 ケアマネージャー 福祉施設職員 介護施設職員 地域包括支援センター・社会福祉協議会	後見人・医師 ケアマネージャー・生活支援員 福祉施設職員 介護施設職員
住居	自宅(家族との同居) GH・通勤寮	自宅 GH・アパート	自宅 GH・アパート	自宅・兄弟同居 入所・GH・アパート	自宅・兄弟同居 入所・GH・アパート	介護施設 高齢者用アパート	介護施設 高齢者用アパート・自宅で一人暮らし